

大分県報

平成二十八年
第二七九六号
七月十五日

（金曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	一
特定非営利活動法人の定款変更認証申請（二件）……………	四
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………	四
肥料の登録……………	六
肥料の登録の有効期間の更新……………	七
肥料の登録事項の変更……………	九
肥料の登録の失効……………	九
公共測量の実施……………	一〇

告示

大分県告示第三百九十八号
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
平成二十八年七月十五日

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
佐伯市中村南町一番一号
佐伯市長 西嶋 泰義

大分県知事 広 瀬 勝 貞

平成二十八年七月十五日

2 特定事業場の所在地及び名称
佐伯市大字長谷二千七百八十六番地
佐伯市総合運動公園
3 設置される特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十六号の三
イ ちゆう房施設、ロ 洗濯施設及びハ 入浴施設

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 の 季 節 的 変 動	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		汚 水 等 の 状 態 の 値					
								単 位	単 位	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量	化 学 的 酸 素 要 求 量	浮 遊 物 質 量	窒 素 含 有 量
ちゆう房施設	約五〇食/日	許可後	平二九・三・一五	平二九・三・二〇	連続	一六時間	土日、祝日及び春・夏休み時期において稼働率が上がる。	通常	最大	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
								六〇八	五・八〇八・六	二〇〇	五〇	五〇	八〇	八	一
										二五〇	一三〇	八〇	三〇	一	一

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	種 類	主 要 寸 法	構 造	能 力	処 理 方 式	種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		使 用 の 季 節 的 変 動	一 日 当 た り の 使 用 時 間	使 用 時 間 隔	使 用 開 始 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	能 力	種 類			
										項 目	単 位	常 常 の 値	最 大 の 値	項 目	単 位	常 常 の 値	最 大 の 値										
入浴施設(二基)	二・九七m ³	許可後	平二九・三・一五	4	縦一〇m×横一四・五m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m ³ /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	りん含有量	mg/l	一	一	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四時間	連続	平二九・三・二〇	平二九・三・一五	許可後	約一二九L	洗濯施設(二基)	
入浴施設(二基)	二・九七m ³	許可後	平二九・三・一五	4	縦一〇m×横一四・五m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m ³ /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	窒素含有量	mg/l	一〇	一〇	一五	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四時間	連続	平二九・三・二〇	平二九・三・一五	許可後	約一二九L	洗濯施設(二基)
入浴施設(二基)	二・九七m ³	許可後	平二九・三・一五	4	縦一〇m×横一四・五m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m ³ /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	浮遊物質	mg/l	三〇	三〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四時間	連続	平二九・三・二〇	平二九・三・一五	許可後	約一二九L	洗濯施設(二基)
入浴施設(二基)	二・九七m ³	許可後	平二九・三・一五	4	縦一〇m×横一四・五m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m ³ /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	化学的酸素要求量	mg/l	四〇	四〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四時間	連続	平二九・三・二〇	平二九・三・一五	許可後	約一二九L	洗濯施設(二基)
入浴施設(二基)	二・九七m ³	許可後	平二九・三・一五	4	縦一〇m×横一四・五m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m ³ /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	生物化学的酸素要求量	mg/l	四〇	四〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四時間	連続	平二九・三・二〇	平二九・三・一五	許可後	約一二九L	洗濯施設(二基)
入浴施設(二基)	二・九七m ³	許可後	平二九・三・一五	4	縦一〇m×横一四・五m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m ³ /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	水素イオン濃度	mg/l	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	四時間	連続	平二九・三・二〇	平二九・三・一五	許可後	約一二九L	洗濯施設(二基)
入浴施設(二基)	二・九七m ³	許可後	平二九・三・一五	4	縦一〇m×横一四・五m×高さ五・五m	鉄筋コンクリート造	一七五m ³ /日	接触ばっ気方式	合併処理浄化槽	汚水等の一日当たりの量	m ³ /日	六	六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	四時間	連続	平二九・三・二〇	平二九・三・一五	許可後	約一二九L	洗濯施設(二基)	

使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔			
								りん含有量 mg/l	窒素含有量 mg/l	浮遊物質 mg/l	化学的酸素 要求量 mg/l	生物化学的 酸素要求量 mg/l	水素イオン 濃度	項目	目単位				単位	単位	
平成二九・三・二〇	平成二九・三・一五	許可後	縦二・五m×横六・三m×高さ二・八一m	FRP製	一八m ³ /日	嫌気ろ床担体流動循環ろ過方式	合併処理浄化槽	五	三〇	三二五	一五〇	二六〇	五・八〇八・六	処理前	通常	一四〇	処理前	通常	二四時間	連続	
								三	二〇	二五	二五	二〇	五・八〇八・六	処理後	通常	一四〇	処理後	通常			
								一〇	五〇	四〇〇	二〇〇	三五〇	五・八〇八・六	処理前	最大	一七五	処理前	最大			
								五	三〇	三五	三五	三〇	五・八〇八・六	処理後	最大	一七五	処理後	最大			
大分県報(告示)								5 排水の量及び汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔			
								その他参考となるべき事項 本工程の排水は前記述合併処理浄化槽に接続する。						項目					目単位		単位
三								No.1排水口						二〇	五・八〇八・六	通常	一四〇	通常	なし	二四時間	連続
														三〇	五・八〇八・六	最大	一七五	最大			
三								No.2排水口						一〇	五・八〇八・六	通常	七五	通常	なし	二四時間	連続
														二〇	五・八〇八・六	最大	八九	最大			

平成二十八年七月十五日

大分県報(告示)

三

汚染状態の値	化学的酸素要求量		
	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
二五	二五	二〇	三
三五	三五	三〇	五
二〇	二〇	二〇	三
三〇	三〇	三〇	五

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

平成二十八年七月一五日から同年八月五日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び佐伯市役所

大分県告示第三百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年六月二十八日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 おおいた有機農業研究会

三 代表者の氏名

吉 野 賢 一

四 主たる事務所の所在地

大分市大字下郡千六百二番地の一

五 定款に記載された目的

この法人は生産者・消費者に対して有機農業の普及に関する事業を行い、健康増進と環境保全に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

特定非営利活動に係る事業の種類の変更

大分県告示第四百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成二十八年七月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 変更申請のあった年月日

平成二十八年六月二十九日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ほっかほっか

三 代表者の氏名

松 本 安 美

四 主たる事務所の所在地

日田市大字有田三百四十一番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、ハンディキャップを持つ人々、及びハンディキャップを持つ人々の保護者など支援者に対して、地域生活支援に関する事業を行い、ハンディキャップを持つ人々を取り巻く環境の向上に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

解散に関する事項の変更

大分県告示第四百一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

HIヒロセスーパーコンビニ白杵店

白杵市大字野田唐木田百七十六番地八

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ホームインブルーブレメントひろせ

代表取締役 廣 瀬 舜 一

大分市古国府二百四十三番地九

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 廣 瀬 舜 一

大分市古国府二百四十三番地九

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 佐 藤 隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

変更後 株式会社ホームインプループメントひろせ

代表取締役 廣 瀬 舜 一

大分市古国府二百四十三番地九

芙蓉総合リース株式会社

代表取締役 辻 田 泰 徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

4 変更の年月日

平成二十八年四月一日

二 届出年月日

平成二十八年六月二十二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十八年七月十五日から同年十一月十五日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十一月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければなら

ない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第四百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）附則第五条第一項の規定により、次のとおり法附則第五条第四項の規定により法第六条第二項の規定による届出とみなされる大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド臼杵店

臼杵市大字市浜字中山田千二百六十一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

3 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前九時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前六時三十分

閉店時刻 午後九時三十分

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前八時三十分から午後九時三十分まで

変更後 午前六時から午後十時まで

4 変更する年月日

平成二十八年六月二十一日

5 変更に係るもの以外の事項

平成二十八年七月十五日

大分県報（告示）

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社

代表取締役 柴 田 祐 司

福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目九番十一号

(二) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

四千二百十平方メートル

(三) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場No.一 建物敷地北側 七十二台

駐車場No.二 建物南側 九台

合計 八十一台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

建物北側敷地内南東側 四台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設No.一 建物東側 三十一・五平方メートル

荷さばき施設No.二 建物南東側 十五平方メートル

荷さばき施設No.三 建物南西側 三十一・五平方メートル

荷さばき施設No.四 建物北側敷地内西側 三十一・五平方メートル

合計 百九・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

建物南東側 三・九六立方メートル

(四) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場No.一北側及び南側 三箇所

建物敷地南側 二箇所

合計 五箇所

(2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

二 届出年月日

平成二十八年六月二十日

三 関係書類の縦覧

<p>1 縦覧期間 平成二十八年七月十五日から同年十一月十五日まで</p> <p>2 縦覧場所 大分県商工労働部商業・サービス業振興課</p> <p>四 その他 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十八年十一月十五日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県中部振興局に提出しなければならない。 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。</p> <p>~~~~~</p> <p>大分県告示第四百三三号 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、次のとおり肥料を登録した。 平成二十八年七月十五日</p>			
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）
大分県肥第 一一〇九号	混合有機 質肥料	四一 二 混NK有	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二・〇
大分県肥第 一一一〇号	混合有機 質肥料	六一 二 混BF有	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇
その他	含有を許される有害成分の最大量及びその他制限事項のとおりの規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他制限事項のとおりの規格	含有を許される有害成分の最大量及びその他制限事項のとおりの規格
生産業者の氏名又は名称及び住所	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号
登録年月日	平成二八・ 二・ 四	平成二八・ 二・ 四	平成二八・ 二・ 四

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県肥第 七七八号	大分県肥第 二九二号	登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証 成分量 (%)	その他 の規格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所	登録有効 期限	大分県告示第四百四号 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり 肥料の登録の有効期間を更新した。 平成二十八年七月十五日	大分県肥第 一一一三号	大分県肥第 一一二二号	大分県肥第 一一一一号
炭酸カル	消石灰	消石灰	炭酸カル	消石灰	消石灰	消石灰	消石灰	消石灰	炭酸カル	蒸製骨粉	混合有機 質肥料	消石灰
○五三・ 炭酸	○一〇・ 消石灰	六五・ 消石灰	六五・ 消石灰	六五・ 消石灰	六五・ 消石灰	六五・ 消石灰	六五・ 消石灰	六五・ 消石灰	○五三・ 炭酸	蒸製豚 骨粉	混合有 機質肥 料S三 三一	七三・ 粒状 消石灰
アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	アルカリ分 七三・〇
その他の制	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	その他の制 事項は公 定規格の とおり	窒素全量 三・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	該当なし
貝島化学工業株式 会社	古手川産業株式会 社	西日本産業株式会 社	西日本産業株式会 社	西日本産業株式会 社	西日本産業株式会 社	西日本産業株式会 社	西日本産業株式会 社	西日本産業株式会 社	大分県知事 広瀬勝貞	深田産業有限会社 大分市大字皆春一 七九番地の五	片倉コープアグリ 株式会社 東京都千代田区九 段北一丁目八番一 〇号	合資会社三和窯業 所 豊後大野市三重町 赤嶺三〇六一番地
平三四・ 七・四	平三四・ 五・八	平三四・ 五・八	平三四・ 五・八	平三四・ 五・八	平三四・ 五・八	平三四・ 五・八	平三四・ 五・八	平三四・ 五・八	平二八・ 三・二九	平二八・ 二・二六	平二八・ 二・二六	
大分県肥第 九二二号	大分県肥第 九二一号	大分県肥第 八九八号	大分県肥第 八九七号	大分県肥第 八九六号	大分県肥第 八四九号	大分県肥第 八四八号	大分県肥第 七九〇号	七八九号	大分県告示第四百四号 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり 肥料の登録の有効期間を更新した。 平成二十八年七月十五日	大分県肥第 八四九号	大分県肥第 八四八号	大分県肥第 七九〇号
消石灰	消石灰	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	消石灰	消石灰	消石灰	シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	炭酸カル シウム肥 料	シウム肥 料
六五・ 消石灰	六〇・ 消石灰	五・ 炭酸 土石 灰肥 料	一〇・ 炭酸 土石 灰肥 料	一四・ 炭酸 土石 灰肥 料	七〇・ 消石 灰	七三・ 消石 灰	一五・ 消石 灰	カルシ ウム肥 料	五・ 炭酸 土石 灰肥 料	七三・ 消石 灰	七三・ 消石 灰	一五・ 消石 灰
アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	五三・〇	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分
該当なし	該当なし	その他の制 事項は公 定規格の とおり	その他の制 事項は公 定規格の とおり	その他の制 事項は公 定規格の とおり	該当なし	該当なし	該当なし	限事項は公 定規格の とおり	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
津久見市合ノ元町 一番四号	津久見市合ノ元町 一番四号	津久見市合ノ元町 六番七号	津久見市合ノ元町 六番七号	津久見市合ノ元町 六番七号	古手川産業株式会 社	古手川産業株式会 社	古手川産業株式会 社	福岡県福岡市中央 区天神一丁目九番 一七号	津久見市合ノ元町 一番四号	津久見市合ノ元町 一番四号	津久見市合ノ元町 一番四号	古手川産業株式会 社
平三四・ 七・二四	平三四・ 七・二四	平三四・ 三・一四	平三四・ 三・一四	平三四・ 三・一四	平三四・ 一・二四	平三四・ 一・二四	平三四・ 一・二四	平三四・ 一・二四	平三四・ 三・二四	平三四・ 一・二四	平三四・ 一・二四	平三四・ 一・二四

平成二十八年七月十五日

大分県報(告示)

大分県肥第 九二二二号	大分県肥第 九四一四号	大分県肥第 九四三三号	大分県肥第 九四四四号	大分県肥第 九六五五号	大分県肥第 九六六六号	大分県肥第 一〇一九号	大分県肥第 一〇二〇号	大分県肥第 一〇二八号
消石灰	生石灰	生石灰	消石灰	炭酸カルシウム肥	炭酸カルシウム肥	魚糞物加工肥料	消石灰	副産植物質肥料
七〇・消石	九五・生石	二〇・生石	二〇・消石	六〇・炭酸苦土石灰	六〇・炭酸苦土石灰	五・三・魚糞物加工肥料	六五・消石	醜酵副産肥料
アルカリ分 七〇・〇	アルカリ分 九五・〇	アルカリ分 九五・〇	アルカリ分 八〇・〇	アルカリ分 五五・〇	アルカリ分 五五・〇	窒素全量 五・三 りん酸全量 三・五	アルカリ分 六五・〇	窒素全量 一・五 りん酸全量 九・〇
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	その他の制限事項は公定規格のとおり	その他の制限事項は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	該当なし	該当なし
津久見石灰協業組合 津久見市合ノ元町 一番四号	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町 一番四号	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町 一番四号	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町 一番四号	津久見ドロマイト工業株式会社 津久見市合ノ元町 六番七号	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町 一番四号	大分県漁業協同組合 大分市府内町三丁目 五番七号	株式会社丸石石灰 津久見市徳浦二〇 五二番地の五	昭光通商アグリ株式会社 東京都港区芝公園 二丁目四番一号
平三四・ 七・二四	平三四・ 八・二四	平三四・ 一二・二四	平三四・ 一二・二四	平三四・ 三・二四	平三四・ 九・四	平三一・ 五・二四	平三四・ 八・四	平三四・ 四・四
大分県肥第 一〇二九号	大分県肥第 一〇五〇号	大分県肥第 一〇五二二号	大分県肥第 一〇五二二号	大分県肥第 一〇六三三号	大分県肥第 一〇六三三号	大分県肥第 一〇六四四号	大分県肥第 一〇六四四号	大分県肥第 一〇六六六号
興国醜酵副産肥料	混合有機質肥料	混合石灰肥料	混合石灰肥料	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料
興国醜酵副産肥料	混合有機質肥料	混合石灰肥料	混合石灰肥料	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料	混合有機質肥料
窒素全量 一・五 りん酸全量 九・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 六・〇	アルカリ分 五二・〇 く溶性苦土 八・〇 く溶性マン ガン 二・四 く溶性ほう 素 一・五	アルカリ分 五二・〇 く溶性苦土 八・〇 く溶性マン ガン 二・四 く溶性ほう 素 一・五	窒素全量 五・五 りん酸全量 二・八	窒素全量 五・五 りん酸全量 二・八	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一・〇
該当なし	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり	含有を許される有害成分の最大量は公定規格のとおり
興国肥料有限公司 東京都港区芝公園 二丁目四番一号	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九 段北一丁目八番一 〇号	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町 一番四号	古手川産業株式会社 津久見市合ノ元町 一番四号	株式会社オオタニ 東京都大田区羽田 二丁目二六番一〇 号	株式会社オオタニ 東京都大田区羽田 二丁目二六番一〇 号	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九 段北一丁目八番一 〇号	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九 段北一丁目八番一 〇号	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九 段北一丁目八番一 〇号
平三四・ 四・四	平三一・ 四・一二	平三五・ 三・三〇	平三五・ 三・三〇	平三一・ 二・四	平三一・ 二・四	平三一・ 四・一二	平三四・ 八・四	平七・ 一・一七

大分県肥第 一〇七六号	副産植物 質肥料	片倉醃 肥料S	窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	は公定規格 のとおり	〇号	平三四・ 三・一
<p>大分県告示第四百五号 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十三条第一項の規定により、次のとおり肥料の登録事項の変更があった。 平成二十八年七月十五日</p>						

大分県知事 広瀬勝貞

大分県肥第 一〇三五号	副産植物 質肥料	R B 四	原料の 収集の 変更	変更の 内容	変更 前	変更 後	生産業者の 氏名又は 名称及び住所	変更 年月日
大分県肥第 九五〇号	副産植物 質肥料	醃酵副 産肥料 一号	代表者	代表取締役 江本直幹	代表取締役 江本直幹	代表取締役 守能祥吉	菱東肥料株式会 社 大分市豊海三丁 目三番一号	平二八・ 三・一七
大分県肥第 一〇六五号	混合有 機質肥 料	くみあ いはつ こみ入 ぬか入 り混合 有機質 肥料一 号	代表者	代表取締役 江本直幹	代表取締役 江本直幹	代表取締役 守能祥吉	菱東肥料株式会 社 大分市豊海三丁 目三番一号	平二八・ 三・一七

大分県肥第 一〇六九号	副産植物 質肥料	廃糖蜜 醃酵副 産肥料 二号	代表者	代表取締役 江本直幹	代表取締役 守能祥吉	菱東肥料株式会 社 大分市豊海三丁 目三番一号	平二八・ 三・一七
大分県肥第 一〇七〇号	副産植物 質肥料	廃糖蜜 醃酵副 産肥料 三号	代表者	代表取締役 江本直幹	代表取締役 守能祥吉	菱東肥料株式会 社 大分市豊海三丁 目三番一号	平二八・ 三・一七
大分県肥第 一〇七七号	混合有 機質肥 料	くみあ いはつ こみ入 ぬか入 り混合 有機質 肥料二 号	代表者	代表取締役 江本直幹	代表取締役 守能祥吉	菱東肥料株式会 社 大分市豊海三丁 目三番一号	平二八・ 三・一七
大分県肥第 一〇六〇号	炭酸カ ルシウ ム肥料	一〇・ 炭酸 苦土石 灰	代表者	代表取締役 椎原高明	代表取締役 佐世賢文	株式会社グリー ンビジネス九州 大分市大道町四 丁目三番三五号	平二七・ 五・二五
大分県肥第 一〇六二号	生石灰	生石灰 九五・ 〇	代表者	代表取締役 椎原高明	代表取締役 佐世賢文	株式会社グリー ンビジネス九州 大分市大道町四 丁目三番三五号	平二七・ 五・二五
大分県肥第 一〇六七号	炭酸カ ルシウ ム肥料	一〇・ 炭酸 苦土石 灰	代表者	代表取締役 椎原高明	代表取締役 佐世賢文	株式会社グリー ンビジネス九州 大分市大道町四 丁目三番三五号	平二七・ 五・二五

大分県告示第四百六号
肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。
平成二十八年七月十五日

大分県知事 広瀬勝貞

平成二十八年七月十五日

大分県報（告示）

平成二十八年七月十五日

大分県報（告示・公告）

一〇

登録番号	大分県肥第一〇二七号	肥料の種類	副産植物質肥料	肥料の名称	蒸留副産肥料三号	保証成分量(%)	窒素全量 五・五 りん酸全量 一・五 加里全量 一・〇	その他の規格	該当なし	生産業者の氏名又は名称及び住所	菱東肥料株式会社 大分市豊海三丁目三番一号	登録年月日	平二八・二・一五
大分県肥第九三七号	魚かす粉末	魚かす粉末	七・〇 七・〇 八・〇	窒素全量 りん酸全量	該当なし	該当なし	片倉コープアグリ株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八番一〇号	平二八・六・二五					

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州農政局駅館川農地整備事業所長から公共測量の実施について通知があった。

平成二十八年七月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 作業の種類
公共測量（基準点設置）
- 二 作業の地域
宇佐市安心院町且尾地内
- 三 作業の期間
平成二十八年五月二十五日から同年十一月三十日まで